

「運搬費及び準備費の設計変更」試行要領

1 趣旨

建設機械等を複数箇所に運搬する費用や除根・除草等の費用が嵩み、積算額と実際の費用に乖離が生じることが想定される工事においては、契約締結後、必要となる割増し経費について、設計変更により対応することができることとする。

2 対象工事

農林水産部が土地改良工事積算基準に基づき発注する工事を対象とする。

3 設計変更の対象諸経費

設計変更の対象経費については、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について（平成 13 年 3 月 22 日付け 12 農振第 1680 号農村振興局長通知）」（以下「算定基準」という。）における下記の経費（以下「実績変更対象経費」という。）とする。

- 1）算定基準 別表 1 「運搬費の共通仮設費率の対象項目の 1（1）、（3）、（4）、（5）」の『建設機械の運搬費』
- 2）算定基準 別表 1 「準備費の共通仮設費率の対象項目の 3（1）及び（2）のうち『伐開・除根・除草費』

4 主な契約変更手続

- （1）受注者は、別紙に示された割合を参考にして、実績変更対象経費を算出する。

算出された積算額と実際の費用に乖離が生じている場合、設計変更の協議ができるものとする。

- （2）受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する内訳書（以下「様式 1」という。）を作成するとともに、様式 1 に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書、作業日報、工程表、写真及び監督員が必要とした書類等）を添付して監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

- （3）発注者は、受注者から提出された書類を精査したうえで、「実績額」と「率計上額」の差額を、共通仮設費積上分に計上する。（四捨五入を行い、円止めとする）

- （4）発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(5) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

附 則

この要領は、令和7年7月30日以降に公告する工事から適用する。